

来庁者・利用者用駐車場の有料化に関する  
考え方

平成27年11月  
枚方市

## 1. 有料化の目的

---

本市では、平成24年12月に「枚方市新行政改革大綱」を策定し、その改革の方向性を具体化するため、平成25年3月に取りまとめた「行政改革実施プラン（前期）」において、自主財源の確保と受益者負担の適正化の観点から、来庁者・利用者用自動車駐車場の有料化を目指すものとしています。

実施プランの具体化を図るため、以下の考え方を基本に、来庁者・利用者用自動車駐車場の有料化に向けた取組みを進めるものとします。

### ①市有財産の有効活用（受益者負担）

駐車場の利用者に、車を駐車している間の市有財産の一定のスペースを占有するための負担をお願いすることで市有財産の有効活用を図ります。

### ②駐車場管理の適正化

車の利用者が、スムーズに駐車場を利用できるように、施設の特性等にも配慮しながら利便性の向上を図り、目的外利用や長時間利用の状況などの課題解決を図ります。

## 2. 有料化に向けた基本的な考え方

---

来庁者・利用者用自動車駐車場の有料化に向けた基本的な考え方は、以下のとおりとします。

### ①検討対象施設

有料化の検討対象は、来庁者・利用者用自動車駐車場を設けている全ての市有施設を基本とし、指定管理者制度を導入している施設の駐車場についても、他の施設の駐車場と同様に有料化の検討対象とします。

ただし、車以外の移動手段を用いることが難しい障害者（児）が主に利用する施設、駐車場の設置目的が送迎等による短時間利用が主となる施設、工場等の日常的な市民の利用が想定し難い施設については、今回の有料化の検討対象外とします。

なお、駐車台数が10台以下の施設については、公用利用や障害者利用の駐車台数を確保する観点を踏まえ、当面、有料化の対象外とし、今後、有料化実施後の状況を注視しながら、改めて検討するものとします。

有料化の実施にあたっては、以下のような視点を踏まえ、施設ごとの利用状況など、個別の事情も考慮しながら総合的に判断し、順次、有料化を進めていくものとします。

<有料化の視点>

■各施設における公共交通機関等の「利便性」

■駐車場を有料化した場合の「収益性」

■市民に不可欠なサービスを提供するという市の責任を果たしながら、良好な住環境を守るという「公共性」

■同地域や同種の施設間における「公平性」

なお、地方公営企業である上下水道局、市立ひらかた病院については、この考え方に沿って、個別の状況を踏まえ、順次、有料化の検討を進めるものとします。

## ②手法・運営方法等

有料化の手法については、地方自治法の規定に基づき、各施設の特性等によって設定するものとします。なお、運営については、民間の駐車場管理運営事業者の持つ豊富なノウハウを活用することにより、機械設備の設置等の初期費用やその後の維持管理・運営にかかる本市の負担を軽減し、効率的な駐車場運営を進めます。

①行政財産の目的外使用許可

②行政財産の貸付

③公の施設として使用料徴収

また、事業者の公募に際しては、施設ごとに異なる収益性の平準化を図り、駐車場管理運営事業者の事業参入意欲を高める観点から、有料化の対象施設を一定の規模となるようグループ化することも検討します。

なお、以上の手法により駐車場の有料化を実施することから、施設の利用者以外の駐車場利用も想定されますが、施設利用者には一定の無料時間帯を設けるなどの対応も検討します。

## ③運営時間

各施設における駐車場の運営時間は、施設の開館時間の前後1時間を最低限運営とした上で、24時間運営も可能としますが、事業参入する駐車場管理運営事業者による提案内容等によって決定するものとします。

## ④料金設定等

各施設における駐車場の料金単価は、市の考え方を示した上で、周辺駐車場の状況等を勘案しながら、事業参入する駐車場管理運営事業者による提案内容等により決定するものとします。

なお、料金設定については、各施設の利用実態等に応じて、以下の点も考慮するものとします。

(ア) 利用料金の減免

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳保持者並びに機材搬入、工事、連絡車両等の公用利用については、利用料を免除するものとします。

(イ) 無料時間帯の設定

施設利用者による無料時間帯の設定については、施設で提供するサービスの公共性や標準的な滞在時間により決定するものとします。

⑤財源の活用

有効活用により得た財源については、施設の管理運営経費などに活用するものとします。

### **3. 実施に向けた取り組み**

---

駐車場の有料化は、課題への対応が可能となった施設から、順次、行います。また、各駐車場の有料化の実施にあたっては、利用料金や減免等の詳細について、実施要領を作成し、取り組むものとします。